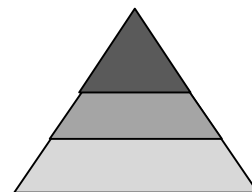


虐待防止の視点からの子育て支援について



1. 虐待防止の視点

第1回社会養護検討部会において、子育ての状態を①すこやか親子層、②ハイリスク層、③虐待層の3層に分類して必要な支援を検討することとした。また、第2回部会においては、各層の特徴と、子ども・子育て事業が果たす役割を確認した。

子どもが健やかに成長し、自立した大人になるためには、「虐待のない子育て」が必須であることから、虐待防止の視点から、子育てに必要な支援等を考える。

2. 虐待防止の視点からの段階別対応

※要保護児童対策地域協議会では、各段階において情報の収集や具体的な支援内容・役割分担の検討を行っている。

1. 発生予防

- ・ 啓発活動（街頭活動、広報、研修会の開催 ほか）
- ・ 妊娠期では、母子健康手帳発行時の相談対応等により、虐待につながる恐れのある妊婦や養育上の困難や、産後に児童相談的対応の必要性が想定される妊婦を把握。
- ・ 特定妊婦の継続支援
- ・ あかちゃんのお世話教室（妊娠期のパパママを対象）
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業等により、母子の健康、虐待リスク等の把握と社会からの孤立防止。
- ・ その他の母子保健事業。人や地域とのつながりを醸成し、支援情報の提供と適切な支援を行う。
- ・ 学校での見守り
- ・ 教職員の資質向上のための研修
- ・ その他の支援者の専門性向上のための研修

2. 早期発見

- ・ 関係者の連携による情報収集
- ・ 母子保健事業（訪問・相談・乳幼児健診等）による早期発見（早期対応）
- ・ 4か月児健診での把握・早期発見・事後フォロー、未受診児の追跡・状況把握
- ・ 乳幼児相談
- ・ その他の母子保健事業（1歳6か月児・3歳児健診、健診未受診児や予防接種未接種者の追跡・就学前児童の追跡、発達クリニック・発達支援教室（にこにこ教室、あそびの教室）、にこっとティータイム）
- ・ 学校による見守りと報告（通報）
- ・ DVに関する相談で、子どもへの直接の暴力の有無の確認と、あった場合の子育て支援課への通報。

3. 早期対応

- ・ 虐待もしくは虐待を疑われるケースでの、要対協や児童相談所等の関係機関の連携による児童生徒の保護や家庭支援
- ・ 気になる親支援のための事業の情報提供と、その支援の実施
- ・ DV相談者に、子どもの面前での配偶者へのDVが児童の虐待につながる関係性を説明するとともに、暴力の頻度や緊急性により関係機関に情報提供
- ・ 家庭の問題から不登校や問題行動などに陥っている場合には、家庭、学校、地域の関係機関をつないで問題解決を支援する専門家等（スクールソーシャルワーカーや児童家庭支援相談員など）を幼稚園や保育所、小中学校に派遣し、関係機関と連携
- ・ 学校だけで支援困難な家庭（ネグレクト、養育力不足などによる引きこもり、非行等の学校問題）について、具体的な支援内容や役割分担を検討するため、関係機関（学校、市教育委員会、児童相談所、子育て支援課等）が集まって、家庭支援会議（仮称）を開催する。

4. 継続支援

- ・ 定期的な対象者ごとの支援内容等の確認（進行管理）と支援の実施
- ・ 子ども・若者支援センターによる相談事業
- ・ 虐待のリスクを抱えている児童生徒については学校で見守りを継続するとともに、関係機関との連携により状況を常に確認し再発防止につなげる。

5. 再発防止

- ・ 定期的な進行管理

6. 連鎖予防

- ・ 健康教育（性教育、生活習慣 ほか）
- ・ 貧困対策

7. 体制の整備

- ・ 要対協及び関係機関のマンパワーの充実
- ・ 支援者のスキルアップ